



# 新型コロナウイルス感染症拡大防止を 行いながら調査を実施します。

- 9月中旬から調査員が訪問し、インターホン越しに、調査の趣旨の説明、世帯員の数を聞き取ります。
- 不在の場合、郵便受けなどに調査書類を配布します。
- 回答は、インターネットや郵送でお願いします。
- 調査員による回収を希望される場合は、役場企画財政課までご連絡ください。



調査票が不足の場合は、役場企画財政課までご連絡ください。



【9月中旬に配布する書類】



意外と  
かんたんです!

### かんたん便利なインターネット回答

いつでも  
かんたん3STEP

24時間いつでもかんたんに3ステップで回答できます。  
(①アクセス ②ログイン ③回答)

回答サイトに  
かんたんアクセス

「国勢調査オンライン(回答サイト)」には、QRコードもしくは検索からかんたんにアクセスできます。

厳重な  
セキュリティ

回答いただいた情報は、厳重なセキュリティで保護されているので安心・安全です。

エコ&効率化

書類を運ぶ際に発生するCO<sub>2</sub>や事務コストを減らすことができるやさしい回答方法です。

調査についてのお問合せは、国勢調査コールセンター ☎0570-07-2020  
I P 電話 の 場 合 : ☎03 (6636) 9607



設問は  
全部で  
16問

## ⚠ 国勢調査をよそおった詐欺(さぎ)や 不審な調査にご注意ください!

- ・国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- ・国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどにご注意ください。不審に思った際には、速やかに役場企画財政課にお知らせください。
- ・調査員は、その身分を証明する「調査員証」を携帯しています。

◎問合せ 役場企画財政課 ☎ (820) 1507

# 令和2年国勢調査が始まります。 10月7日(水)までに 回答をお願いします。



### 国勢調査は 国の最も重要な統計調査です

国勢調査は、行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにする、国の最も重要な統計調査です。



調査票の記入は、  
黒の鉛筆で!!

### 国勢調査は統計法という 法律に基づいて 実施します

国勢調査は、統計法に基づき、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施する統計調査です。統計法には、調査項目に回答する義務(報告義務)が定められています。

### 調査票の記入内容は 統計法に基づき厳重に 保護されます

国勢調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、個人情報保護のための守秘義務が課せられています。調査票は、外部の目に触れないように厳重に管理し、集計が完了した後、完全に溶かして処分します。

### 誰について書くの?

住民票などの届出に関係なく10月1日(木)現在あなたの世帯にふだん住んでいる人を記入してください。

- ◇すでに3か月以上住んでいる人
- ◇まだ3か月にならないが3か月以上にわたって住むことになっている人

- Q&A 《問》病院などに入院している人は?
- 《答》入院してからすでに3か月以上の人…入院先 3か月にならない人…自宅
- 《問》単身赴任や通学・就職などで、3か月以上家族から離れて生活している人は?
- 《答》単身赴任先や下宿先など、離れて生活している場所
- 《問》学校の学生寮・寄宿舎、下宿屋などから通学している学生・生徒は?
- 《答》その学生寮・寄宿舎、下宿屋

### 世帯って?

- ◇一般の家庭のように住居と生計をともにしている人びとの集まりを一つの世帯
  - ◇一人で1戸をかまえている人は一人で一つの世帯
- 親夫婦と子夫婦が同じ建物に住んでいても、次のいずれかにあてはまる場合には、別の世帯となります。世帯ごとに、別の調査票に記入してください。
- 親夫婦と子夫婦とで **生計を別**にしている
  - 親夫婦と子夫婦とで **居住部分が独立**している
- ※「居住部分が独立している」とは、親夫婦と子夫婦の居住部分が完全に仕切られていること・それぞれの居住部分に専用の出入口、台所、トイレがある場合をいいます。
- 世帯が別になる場合などで、追加の調査書類が必要なときは、役場企画財政課までご連絡ください。**